

資料 1 - 芝園小学校及び芝園中学校設計・建設・維持管理事業  
特記要求水準書

1. 事業の概要

本事業は、現在、芝園中学校がある敷地に、芝園小学校（総曲輪、愛宕、八人町、安野屋の4小学校の統合校、なお総曲輪と八人町の2小学校は、芝園小学校として既に一次統合）及び芝園中学校を新たに設計・建設し、維持管理を行う事業で、小中学校の連携教育を実現することが期待される。

2. 事業期間

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| i) 契約の締結時期   | 平成18年3月          |
| ii) 事業期間     | 事業契約締結日～平成35年3月末 |
| iii) 設計・建設期間 | 事業契約締結日～平成20年1月末 |
| iv) 供用開始     | 平成20年4月          |
| v) 維持管理期間    | 施設引渡し日～平成35年3月末  |

3. 本事業全体に係る前提条件

(1) 事業予定地・地域地区等

事業予定地：富山市芝園町三丁目1番26号

敷地面積：24,382.42m<sup>2</sup>

地域地区等：

- i) 用途地域：第一種住居地域（建ぺい率60％，容積率200％）
- ii) 防火地域：準防火地域
- iii) 日影規制：5時間（5m），3時間（10m），H=4m
- iv) 地区計画等：なし

近隣状況：当該敷地の形状は、東西に長い横約191m、東側縦約100m、西側縦約136mの台形で、東側前面は幅員23m（歩道を含む）の幹線道路（並木道）、北側は8mの市道、西側は5mの市道で囲まれている。南側には富山中部高校が隣接し、北側には戸建住宅や集合住宅が隣接している。また、敷地西側には、南北に神通川が流れている。

(2) 敷地条件

本事業における整備対象施設の敷地及びその周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す別紙資料を参照すること。

- i) 敷地の現況及び付与条件：「別添1 - 事業予定地位置図」、「別添2 - 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」
- ii) 敷地の地質及び地盤：「別添3 - 事業予定地地質調査資料」
- iii) 設備インフラ：「別添2 - 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」

(3) 供用開始期限

平成20年4月1日までに供用開始できるように施設整備を行うこと。

(4) 想定学級数及び児童・生徒数

現時点での開校予定年度である平成20年度における芝園小学校（総曲輪・愛宕・八人町・安野屋）及び芝園中学校の学級数及び児童・生徒数の予測数及び現況施設概要を以下に示す。

表 芝園小学校及び芝園中学校の学級数・児童数及び現況施設概要

学校名 (創立年)	総曲輪小学校 (明治6年)	愛宕小学校 (明治6年)	八人町小学校 (明治6年)	安野屋小学校 (昭和2年)	芝園小学校 (4校統合)	芝園中学校 (昭和22年)
平成20年度 学級数(特殊) : 児童生徒数	6クラス : 72人	6クラス : 158人	6クラス : 104人	6クラス : 118人	14クラス : 452人	6クラス : 219人
敷地面積	11,436㎡	10,923㎡	8,582㎡	19,143㎡		24,571㎡
校舎面積 (建設年度)	3,782㎡ (S43年度)	4,510㎡ (S38年度)	3,079㎡ (S38年度)	4,026㎡ (S43年度)		7,643㎡ (S26年度)
屋内運動場面積 (建設年度)	1,102㎡ (H4年度)	1,011㎡ (S54年度)	969㎡ (H4年度)	1,102㎡ (H3年度)		1,797㎡ (H5年度)
運動場面積	4,559㎡	4,927㎡	4,450㎡	6,916㎡		11,095㎡

平成20年度の学級数及び児童生徒数については平成16年5月1日現在予測値

(5) 想定する部活動

想定する部活動については、芝園中学校の現状通りとし、具体的な内容については、以下の通りである。

屋内運動場利用部総数：8クラブ

- |            |                |
|------------|----------------|
| ) 剣道 男・女   | ) バスケットボール 男・女 |
| ) バドミントン 女 | ) バレーボール 女     |
| ) 卓球 男・女   |                |

屋外運動場利用部総数：3クラブ

- |      |              |
|------|--------------|
| ) 野球 | ) ソフトテニス 男・女 |
|------|--------------|

特設部総数：6クラブ

- |           |          |
|-----------|----------|
| ) スキー 男・女 | ) 駅伝 男・女 |
| ) 水泳 男・女  |          |

文化部総数：12クラブ

- |          |              |
|----------|--------------|
| ) 美術 男・女 | ) 音楽 男・女     |
| ) 茶道 男・女 | ) コンピュータ 男・女 |
| ) 科学 男・女 | ) 手芸 男・女     |

4. 本事業全体に係る事項

全体配置については、小学校エリア、共用エリア、中学校エリアに分けて計画し、分棟にした場合は、各階を廊下でつなぐこと（屋上を除く）。なお、小学校エリアと中学校エリアの重層化は想定していない。また、共用エリアについては、基本的には中学校長の管理管轄とする。

(1) 構造計画の考え方

本施設の構造計画については、呉羽山断層帯（伏在）が付近にあることを考慮し、免震・制震技術などを駆使することによって十分な耐震安全性を確保するよう工夫すること。なお、呉羽山断層の位置については、国土地理院発行の都市圏活断層図「富山」や地学雑誌「Journal of Geography 112(4)544-562 2003」に掲載された論文「富山平野西縁の河成段丘とその変形」（別添10 - )等に公表されているが、本市としては、国土地理院の位置については極めて可能性が低いと考えている。

(2) 防音計画

敷地上空真上に航空機が往来するため、防音性能に配慮すること。

(3) サイン計画

本施設のサイン計画については、以下の要件を満たすこと。なお、外部に設ける施設名板や室名の文言については、設計業務段階において本市に確認すること。

- i) 室名称のサインは、全ての諸室に設けること。
- ii) トイレ、階段、傾斜路、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。
- iii) 小学校のサインは、楽しく親しみのあるデザインに配慮すること。
- iv) サイン計画には校章の設置を含むものとする。校章の仕様及び設置箇所は、以下のとおりである。なお、校章のデザインは芝園小学校、芝園中学校それぞれについて本市が行うものとする。

	部位	設置箇所	仕様	数量
芝園小学校	外壁	小学校棟外壁	金属製	一箇所
	屋内運動場	一文字幕の中央	刺繍	一箇所
芝園中学校	外壁	中学校棟外壁	金属製	一箇所
	屋内運動場	一文字幕の中央	刺繍	一箇所

5. 設計業務対象施設に係る要件

本事業の設計業務対象施設は、芝園小学校及び芝園中学校（校舎、メディアセンター、給食室、ランチルーム、屋内運動場、クラブハウス、柔剣道場、屋上プール、屋外運動場及び外構等）とし、本事業特有の要件を以下に示す。

(1) 校舎

- i) 共用エリアの音楽教室（小中共用）については、ランチルームに隣接させ、音楽教室の舞台利用も可能となるよう計画することが望ましい。また、ランチルームの一部を音楽授業に利用できるよう配慮する等、相互に補完し、多様な利用場面が演出できるよう工夫することが期待される。
- ii) 小中学校共用の音楽準備室及び家庭科準備室については、教師室として

- の利用にも配慮すること。
- iii) 美術室・技術教室については、作品の製作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床仕上げとし、作品の展示に配慮した設えとすること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
  - iv) 美術準備室については、美術室から直接出入り可能とし、教師室としての利用にも配慮すること。
  - v) 技術教室については、2室の一体又は連携利用が可能なよう配慮し、破損しにくい壁仕上げとすること。
  - vi) 技術準備室については、技術教室から直接出入り可能とし、教師室としての利用にも配慮すること。
  - vii) 進路指導室については、教育相談室同様の仕様とすること。
  - viii) 購買室については、物品の防犯上の管理に配慮した計画とすること。また、倉庫を隣接して設置すること。
  - ix) クラブ活動室については、和室12帖程度及び板の間の規模として、床の間、水屋、にじり口、電気炉、押入れを設置すること。

## (2) メディアセンター

- i) 図書室については、小学校用約1万3,000冊及び中学校用約1万1,000冊の蔵書を収める開架書庫を設置し、十分な読書・学習スペースを確保すること。なお、蔵書については、全て本市が開校時に用意する。

## (3) 管理諸室

- i) 保健室は、小中学校それぞれ1室（計2室）を隣接させ、共用エリア内に配置すること。
- ii) 教育相談室のうち2室については、小中学校の教職員室それぞれに隣接させ、その他の3室については、隣接した保健室の両脇に1室ずつと、その教育相談室どちらかに隣接させてもう1室配置すること。なお、それぞれ直接行き来ができるよう計画すること。

## (4) 給食室・ランチルーム

- i) 給食室は、小学校にのみ設置し、その規模については、当該小学校及び中学校の児童・生徒分及び愛宕幼稚園の給食（計約1,280人分：小学校690人分、中学校480人分、幼稚園40人分、教職員70人分）が十分にまかなえるものとする。なお、給食室の管理については小学校長の管轄とする。

- ii) ランチルームについては、小中学校の連携が図れるよう、共用エリアに配置すること。

#### (5) 屋内運動場

- i) 中学校用の屋内運動場は、電動収納式ステージ、美術バトン（緞帳等）及び照明バトンを適宜設け、バスケットボールコート2面（1面：26m×15m＋周辺スペース程度）を確保できる規模とすること。
- ii) 中学校用の屋内運動場の外部に面した部分に、屋外運動場からも利用できるトイレ（夜間利用可）を適切に設置すること。
- iii) 中学校用の屋内運動場内部のアリーナ外周部に、ランニング走路を設けること。

#### (6) 柔剣道場

- i) 中学校には、柔剣道場（同一フロア・空間とし段差なし、床の間も含む）を設置すること。具体的には、柔道場1面（7×7間＋周囲1間程度）及び剣道場1面（9×9m以上＋周囲3.0m程度）を設置し、天井高については4.5m以上とすること。なお、壁や柱については、緩衝材を設ける等、生徒の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること（独立した柱を設けないこと）。
- ii) 柔剣道場については、振動・騒音障害対策に十分配慮するとともに、安定した採光、風通し（自然換気）、強制換気が可能なよう計画すること。
- iii) 柔剣道場に、男女それぞれの剣道部室及び更衣室（廊下等からの視線に配慮）を必要数設置すること。
- iv) 器具庫については、十分なスペースを確保すること。また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画するとともに、壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。

#### (7) 部室

- i) 男女それぞれの運動部部室15室（1室15m<sup>2</sup>程度）及び更衣室を管理上死角が少ない位置かつ屋内外運動場からのアプローチに配慮して設置すること。文化系の部室についても、適切な位置に整備すること。

## (8) 屋外運動場

- i) 小学校用屋外運動場は4,000m<sup>2</sup>以上とし、中学校用は200mトラックがおさまる程度以上とすること。
- ii) 小・中学校それぞれの屋外運動場を適切に整備し、暗渠排水、自動散水設備(タイマー付きスプリンクラー等)4ヶ所以上及び夜間照明設備を設けること。なお、屋外運動場は地域開放を前提とする。自動散水設備については小学校のみとするが、夜間照明設備は小・中学校で一体的に設けること(ただし、小・中学校用で別系統)。
- iii) 小学校用の屋外運動場については、天然芝(夏緑型)を張ること。芝養生期間については使用を禁止することも可能であるが、その際には学校等と協議すること。
- iv) 中学校用の屋外運動場の土は、排水性を考慮した上で風に飛ばされ難い土質のものを使用し、必要であれば、周辺地域への飛散防止策を講じること。表土については、水はけがよく、砂の流失や硬化の起こりにくいもの、また、礫の混合がなく雑草の生えにくい性質のものとする。
- v) 小・中学校用の屋外運動場境界部分に、移動式(車輪付)のネットフェンス(高さ2.0m程度)を設けること。
- vi) 中学校用の屋外運動場は、野球及びサッカーで使用することを想定して整備し、必要な器具等を適切に設置すること。
- vii) 屋外運動場の外周部全面に防球ネット(高さ10m程度)を設置すること。
- viii) 屋外運動場に倉庫(用具の用途や種類別に整理可)、運動遊具(安全性に配慮)、水飲み場、トイレ(夜間利用可)及び散水栓等を適切に設置すること。なお、不審者等への対策についても考慮すること。  
) 芝刈機、芝の肥料などを置く小屋等を設置すること。

## (9) テニスコート

- i) テニスコート2面を整備し、必要な器具等及びテニスコートを囲むフェンスを適切に設置すること。なお、オムニコートが望ましい。

## (10) 駐車場・駐輪場

- i) 小学校用と中学校用合わせて70台(うち身体障害者用2台)の駐車場、ならびに20台の来客用駐輪場(屋根・転倒防止装置付き)を整備すること。

(11) その他

- i) 敷地南側の側溝については、既存の側溝を撤去・改修すること。
- ii) 小学校校舎屋上に建物識別番号「1-70」を明示すること。なお、書式については「資料3 建物識別番号標示工事仕様書」に示す通りとすること。

6. 国庫補助金交付について

本事業は、義務教育施設整備にかかる国庫補助金交付を受ける予定であり、補助対象部分とその他部分を明確に区分すること。なお、現段階における想定補助対象施設と基準面積は以下の通りである。

補助対象施設	区分	基準面積等	補助率	備 考
校舎	小学校	5,696m <sup>2</sup>	1/2	
	中学校	3,813m <sup>2</sup>	1/3	
屋内運動場	小学校	1,258m <sup>2</sup>	1/2	
	中学校	1,162m <sup>2</sup>	1/3	
屋上プール	小学校	325m <sup>2</sup>	1/3	水面積(25m×13m)
プール上屋	小学校	600m <sup>2</sup>	1/3	
柔剣道場	中学校	450m <sup>2</sup>	1/3	
クラブハウス	小学校	200m <sup>2</sup>	1/3	地域・学校連携施設
グラウンド照明	小学校	4,000m <sup>2</sup>	1/3	平均照度 100 ルクス以上
	中学校	6,000m <sup>2</sup>	1/3	
屋外教育環境 施設	小学校	60,000 千円	1/3	校庭暗渠・防砂ネット・外構 等
	中学校	60,000 千円	1/3	
調理室	共用	180m <sup>2</sup>	1/2	ドライシステム
給食附帯設備	共用	9,750 千円	1/2	定額補助

7. 解体工事等について

- i) 既存の芝園中学校に係る施設を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。なお、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。ただし、樹木伐採等の要否については事業者の提案によるものとし、建物内の廃棄備品については本市が処分するものとする。なお、「別添2 - 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」に示す記念樹(5本)や石碑(11個)等は、同一敷地内に移転することとし、場所については、事業者の提案によるものとする。
- ii) 解体工事等の業務期間については、建設業務に含むものとし、遅滞なく供用開始できるよう綿密な計画を立てること。なお、現芝園中学校の移



転を平成18年8月に予定しているため、解体工事着手は、平成18年9月以降となる。

## 8. 外構等維持管理業務

### (1) 芝管理業務

屋外運動場の芝張り（夏緑型）部分が良好に保たれるよう、施設引き渡し後から事業開始3年までの間、以下の状態を目標として芝の管理を行うこととし、そのために必要な備品、消耗品等について提案すること。なお、この期間は、事業開始後4年目以降の準備期間とし、地域住民や学校の教職員が芝管理を行えるよう業務を通じて教育・指導すること。

- i) 管理水準が高い公園の芝生に近い仕上がり
- ii) 草丈は5cm内外に維持され、雑草の混入率は1割程度で、比較的見た目も美しい状態

### (2) 芝管理アドバイザー業務

事業開始後4年目以降、屋外運動場の芝張り部分が良好に保たれるよう適切な指導を行うこと。なお、芝の刈込みや除草、施肥等の芝管理については、地域住民との協働で学校の教職員が行うものとする。

## 別添資料一覧

- 別添 1 - 事業予定地位置図
- 別添 2 - 事業予定地現況図・設備インフラ現況図
- 別添 3 - 事業予定地地質調査資料
- 別添 4 - 必要諸室リスト
- 別添 5 - 什器・備品等リスト
- 別添 6 - 建設業務に含む什器・備品等リスト
- 別添 7 - 電気・機械要求性能表
- 別添 8 - 厨房機器リスト
- 別添 9 - 主な維持管理業務項目詳細一覧
- 別添 10 - 論文「富山平野西縁の河成段丘とその変形」